

岩見沢市民の皆さんへ

食料品等価格高騰緊急支援給付金

(5千円/人) のご案内

受給には手続きが必要な場合があります

食料品等価格高騰緊急支援給付金 (市民1人あたり 5千円) は、基準日（令和8年1月1日）時点で、岩見沢市に住民登録がある方を支援する給付金です。

対象者の属する世帯の世帯主に支給します。

■ 給付金の支給額

1人あたり 5 千円

■ 給付金の支給時期

市役所に申請書が
届いた日から3週間後が目安です。

■ 支給対象と申請の有無

対象者

令和8年1月1日時点で、岩見沢市に住民登録がある方

市役所から書類が届きます

対象者の属する世帯の世帯主へ、次のいずれかの書類が送付されます。

① 支給決定通知

② 申請書

※②の場合は手続きが必要です。



詳しくは裏面へ

1月1日時点に住民登録のある方の属する世帯主に発送します。心当たりがあるのに書類が届かない場合は、

岩見沢市 食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター
TEL **050-3499-3296** までご連絡ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

- 対象者
基準日（令和8年1月1日）時点で、岩見沢市に住民登録がある方
- 申請・受給権者
対象者の属する世帯の世帯主
- 対象となる申請・受給権者には、市役所から給付内容や確認事項が書かれた支給決定通知書や申請書が届きます。

①支給決定通知が届いた方

給付金は、申請不要で受け取れます。

ただし、通知に記載されているものと別口座での受け取りを希望する場合や、給付金の受給を希望しない場合は、下記問合せ先まで電話等によりご連絡ください。

②申請書が届いた方

中身を確認し、必要事項を記入のうえ、**返信してください。**

支給要件確認書に記載された情報から、オンライン申請することもできます。

【必要書類】 本人確認書類の写し、口座確認書類の写し

提出期限 令和8年5月31日（消印有効）



食料品等価格高騰緊急支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに110番通報するか、警察署にご相談ください。◎岩見沢警察署：☎22-0110

問合せ先

岩見沢市 食料品等価格高騰緊急支援給付金 コールセンター

受付時間 平日9:00～17:00



050-3499-3296